

4月から指定管理者制度を導入します(南井町ふれあいセンター)

南井町ふれあいセンターは、4月より指定管理者制度を導入し、地元自治会に運営を委託します。

施設の利用者の実態をよく理解した団体が施設の管理運営を担うことにより、利用者の利便性の向上を図り、住民サービスを向上させることを目的に指定管理者による管理運営を行うものです。

問合せ＝南井町ふれあいセンター(☎59-1108)

就学にともなう乳幼児医療費受給資格証の切り替えについて

平成31年4月より小学生になるお子さんの乳幼児医療費受給資格証の有効期限は、平成31年3月31日までとなっています。4月以降の医療費受給資格証は、子ども医療費受給資格証へ切り替えとなります。

対象の人には3月上旬に手続きの案内をお送りしています。まだ申請書を提出されていない人は、至急お手続きください。

提出が遅れると、新しい受給資格証の交付が遅れ、別途手続きが必要となる場合がありますのでご注意ください。

問合せ＝保険年金課 医療係(内線327・328)

「福祉タクシー券」を交付します(3月25日(月)から受付・交付)

下記に当てはまる人がタクシーに乗車する時に、料金の一部を助成する、平成31年度分(4月1日～平成32年3月31日)(1人年間1冊)の福祉タクシー券を交付します。



なお、平成30年度分の券は平成31年4月1日以降、無効となりますのでご注意ください。

対象＝下記の①～③のいずれかにあてはまる人

- ①身体障害者手帳持っている人のうち、視覚・下肢・体幹・脳原性移動機能・内部障害のそれぞれの等級が1～3級の人(総合等級ではありません)
- ②療育手帳Aを持っている人
- ③精神障害者保健福祉手帳1級を持っている人

申込・問合せ＝3月25日(月)から、印かん(代理の場合は、本人および代理の人の印鑑)と各種手帳を持って、厚生福祉課(内線535・538)へ

大和郡山市学校施設整備計画(案)に対するパブリックコメント募集

市では、安全・安心な教育環境を継続的に確保するため、「学校施設整備計画」の策定作業を進めています。つきましては、計画(案)について、幅広く市民のみなさんのご意見を募集します。

意見の募集期間＝3月28日(木)17時まで

大和郡山市学校施設整備計画(案)の閲覧場所＝

市ホームページと教育総務課(209番窓口、土・日曜と祝日を除く)でご覧いただけます

意見を提出できる人＝市内在住の人、市内に事務所・事業所を有する人、市内に通勤・通学している人

意見の提出方法＝名前・住所・電話番号・意見の要旨を記入し、下記のいずれかの方法で提出してください

①電子メール(kyoikuS@city.yamatokoriyama.lg.jp)

②郵送(〒639-1198市役所 教育総務課あて)

③ファックス(FAX)52-3211)

④市役所 教育総務課(209番窓口)へ持参

※電子メールは受付期限までに受信したものの、郵送の場合は締切日必着のものを受け付けます。

※電話・口頭でのご意見や、名前・住所などが明記されていないものは、受け付けできません。

※いただいた意見については、個別に回答はしませんが、意見の概要などを取りまとめて、後日、市ホームページで公表する予定です。

問合せ＝教育総務課 施設係(内線712)

3月1日～3月31日は「労働条件の明示・確認月間です」!

「雇う人も働く人も 労働条件は

シカと明示 シカと確認 働く前のお約束」

労働基準法15条では、労働契約を結ぶ際、賃金などの労働条件を明示した書面(労働条件通知書)を事業主から労働者に交付することを義務付けています。

問合せ＝奈良労働局労働基準部監督課(☎0742-32-0204) (地域振興課)

